

意見聴取要旨

(旭化成建材)

・ 主宰者による意見聴取開始宣言等

主宰者による意見聴取開始宣言、公述者の自己紹介、意見聴取の議事運営にかかる留意事項の確認の後、府令第 16 条に基づく「準備手続により明らかになった事項」の説明を次の手順で行った。

料率機構から、今回の届出内容等について説明（主に席上配布資料に沿って説明）

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 従来の制度には、次の 2 点の問題点があった。
 - 建築知識を有することを前提に、構造区分の判定を建物の主要構造部で行っているため、保険契約当事者にとって分かりやすいものになっていない
 - 近年様々な材質の建材が普及し、一部の建物で外見だけでは構造区分の判定が困難
- ・ この問題点を解消するため、「建物の種類」により区分した上で「建物の性能」により補完する新しい基準の届出を行った。（その後、異議申出内容及び公述申出内容に対する意見を説明）

異議申出人から、申出内容について説明（主に席上配布資料に沿って説明）

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 地震保険における外壁 ALC 版木造建物は、改定により口構造に位置づけられ、保険金額 1000 万円の加入で、年間 14,400 円、改定前に比べて約 2 倍に値上げとなり、非常に大きな影響がある。
- ・ 火災保険の構造区分がまずあり、これに準拠する形で地震保険の構造区分に当てはめているので、外壁 ALC 版木造建物が地震に強いかではなく、まず、火災に強いかが論点になるということだと思う。
- ・ 親和性があるというが、地震に強いかどうかと、火災に強いかどうかは別物。品確法においても耐震等級と耐火等級は別個に定められており、火災の区分を地震に使うというのは無理がある。
- ・ 本来、特殊な工法でもない限りは地震に弱いはずの「れんが造建物」が、火災には強いことからという理由でイ構造に入っているのを見ても、無理があることが良くわかる。
- ・ ALC はこれまでイ構造に区分して頂いていたが、いつからどういう根拠で区分されていたのが不明確である。機構の毎年の検証もいい加減だったのではないかと考える。

公述人から、公述内容について説明（主に席上配布資料に沿って説明）

【積水ハウス株式会社 時安経理財務部部長】

- ・ 例えば弊社の「シャーウッド」等、安全性の高い木造住宅が、木造軸組工法という工法のみをもってひと括りに口構造とされることなどから、実際の安全性能がより低い建物が、保険料率上優遇されてしまうという危険を招くことに、危惧を覚える。
- ・ 木造軸組工法と枠組壁工法とを比較すると、設計要件が同じであり、かつ、同質の材料を使用することから、一般的には同等であるのに、違いを設けていることに承服できない。
- ・ 機構が公開している資料からは、今回の料率変更の合理性が不明瞭であり、消費者へ合理的な説明ができるよう、資料の開示をお願いしたい。

【社団法人日本ツーバイフォー建築協会 河合技術部会長】

- ・ 耐火に関する考えとして、枠組壁工法は部屋の中からの火災を如何に防ぐかに重きが置かれていて、各室防火が導入当時から工法の中に含まれている点に特徴がある。
- ・ 耐震性については、先行して木質プレハブが行っていた耐震設計基準を導入した。告示の内容も、それまでの木造と異なり、材料（2インチ4インチ木材）から釘、石膏ボード等まで詳細に規定されている。
- ・ 国交省の技術基準告示と住宅金融支援機構の共通仕様書により、最初から一貫した設計工事を行い、基準を遵守してきた成果が災害に対する成果となり、今回の料率に反映されたものであると認識している。

主宰者から、準備手続により明らかになった3つの論点を説明

【長谷川保険課長】

- 論点1 地震保険の基準料率上の区分は、原則として、火災保険の参考純率上の区分に準拠しているが、これは妥当か。
- 論点2 今般の火災保険及び地震保険の料率改定において、「外壁 ALC 版木造建物」の耐火性及び耐震性に関し、従来の安い保険料区分から高い保険料の区分に変更しているが、これは妥当か。
- 論点3 今般の火災保険及び地震保険の料率改定において、「枠組壁工法建物」について、省令準耐火に該当しないものも含め、従来の高い保険料区分から安い保険料の区分に変更しているが、これは妥当か。

・ 意見聴取

〔論点1について料率機構、異議申出人から述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 建物の耐火性と耐震性については、「火災保険および地震保険の支払実績」「消防庁の火災統計および地震被害調査」ならびに「建築基準法における耐火性能と壁厚の関係」の3点にいずれも親和的な関係があることから、定量的に評価できると考える。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 機構の資料1によると、木造ALCは火災・地震共にリスクの低い耐火グループには入っているため、リスクは低いことを表しているはずなのに、口構造となるのは矛盾している。
- ・ 「親和的」と言っているが、「だいたい合計があっている」とのレベルの意味ではないのか。年代で分けた耐火グループと非耐火グループの関係（機構の資料23）を見ると、例えば築10年未満では、耐火1に対して非耐火0.7となっており、とても親和的とは思えない。実績を累積してイと口に分けてみたら、たまたま合計が合っていた程度の説明だと認識しており、やはり火災に準拠するということが妥当とは思えない。

【長谷川保険課長】

- ・ 妥当でないとするば、どのようなものが妥当といえるか。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 私どもは火災は火災、地震は地震だと思っているが、火災も地震も評価が下がっているのは準拠しているためであり、あくまで火災が先にあるというのであれば、それを統一的にきちんとやっていただきたい。

【長谷川保険課長】

- ・ 論点1より論点2に重点を置いているということか。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ そうしたことだ。

【損害保険料率算出機構 丸楠地震グループリーダー】

- ・ 補足であるが、資料1について、イ構造の中に外壁ALC版木造建物が入っていて矛盾しているのではないかということだが、資料1は火災保険と地震保険の親和性についての説明資料であり、壁別に見たときのデータは資料4の結果となっている。

【長谷川保険課長】

- ・ 資料1は、確かに火災保険と地震保険の親和性の説明資料であり、これをもって外壁ALCが良いと言う立証はできないと思われるので、それは論点2で立証していただきたい。

〔論点2について料率機構、異議申出人から述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 地震により発生した火災（以下、「地震火災」）に起因する損害については、被害実績などからは外壁 ALC 版木造建物と一般的な木造建物との間に、実態的な危険の格差が存在するか否かを定量的に把握することはできない。
- ・ 地震保険では地震火災だけではなく損壊等による被害も補償するため、「地震火災に起因する損害」および「外壁が地震保険料率に与える影響」の点から外壁 ALC 版木造建物と一般的な木造建物との間に、異なる料率区分とすべき実態的な危険の格差はない。
- ・ 地震火災による危険の格差は、建物の外からの類焼及び建物内からの自火を考慮して判断する必要があるが、これらの損害を外壁の耐火性能の良し悪しだけで判断することは、適切とは考えられない。
- ・ 地震保険における実態的な危険は、地震保険が補償する損壊、焼失および流失などによる危険を総合的に判断するべきである。現在の地震保険の純保険料率では、揺れによる損壊危険が大半を占め、火災危険の構成割合は約 8%に過ぎない（資料 12）ため、地震時の火災危険に対する被害を軽減したとしても、それが保険料率に与える影響は限定的と言える。
- ・ 地震保険の支払実績（資料 4、5）によれば、損壊による被害も含めた外壁 ALC 版木造建物等の危険度が外壁木造系の建物と比べ低いとは言えない。
- ・ 建築基準法には、外壁の種類による耐震性についての記載はなく、外壁の種類によって建物全体の耐震性が左右されるような取扱いにはなっていない。
- ・ 日本建築学会作成の標準仕様書における外壁材についての記述において、「(ALC の) パネルは構造耐力を負担しないものとする」とされており（資料 18）、外壁パネルは建物が地震に耐えるための役割を担っていないことを意味している。
- ・ 以上のことから、外壁 ALC 木造建物を口構造とすることは合理性があると考ええる。

【長谷川保険課長】

- ・ 今の機構の説明は、地震保険において外壁 ALC 版を高い保険料区分にすることの妥当性の説明だと思うが、地震保険もさることながら、火災保険における外壁 ALC 版木造建物の耐火性能も、通常の木造住宅と同じように口構造相当であり、これを地震に準拠させたと考えていいか。

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 火災保険における壁の種類別支払い実績（資料 21）から見ても同じことが言える。

【長谷川保険課長】

- ・ これをみると、大体そのようだ。

【損害保険料率算出機構 市川総務企画部長】

- ・（ニュースリリース資料を引用して）今回の改定で、外壁がコンクリートの建物のうち、全てを口構造としているわけではなく、準耐火・省令準耐火の性能を満たすものについては、そのまま構造相当となることを付け加えたい。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 火災の構造区分が先にあって、その上で地震保険を決めているということなので、外壁 ALC 版木造建物の耐震性が一般の木造建物と同様であるという点を、強く否定するつもりは無い。
- ・ ALC はあくまで防耐火性能が高いと自負しているが、機構の資料 21 は N 数の少ない、網羅的に作られていないサンプルデータと推察され、これをもって外壁 ALC 版木造建物のリスクが高いとは言えないと思われる。
- ・（ALC 板、金属系と窯業系サイディング材の見本を提示）見本を見ても分かるとおり、厚みが違い気泡もあることで、ALC は非常に防耐火性能が高く、定評もある。
- ・ 今までなぜ、ALC が火災保険で B 構造、地震保険でイ構造であったのか、また、機構がこれまでどのようなチェックを行っていて今回変えるに至ったかについての説明がないと納得感がない。

【長谷川保険課長】

- ・ 私もその経緯は聞きたいが、その前に、そもそも木造の建物の外側に ALC を張り付けた建物というのは、外からの火には強そうだが、内側からの火事に対しても強いのか。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ これ一枚でという議論はあるが、当然、住宅の場合は室内側にせっこうボードを張るので、複合的・実態的には省令準耐火以上にあると考える。

【長谷川保険課長】

- ・ いずれにしても、中からの火に対して耐火性があるかどうかは、中でせっこうボードを張っているとか、そういう省令準耐火と同様の仕様とすれば耐火性があるということか。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 開口部等の複合的な問題はあるが、消防車が来るまでの時間を稼ぐと言う意味では、外壁 1 枚で耐える力はある。室内の出火に対しても、室外に出火させない効果がある。

【長谷川保険課長】

- ・ 保険料が低い区分から高い区分になったが、なぜこれまで外壁 ALC 版木造建物の料率は低

かったのか。事情の変更があったのか。

【損害保険料率算出機構 市川総務企画部長】

- ・ ALC 板パネルは当初、鉄骨造建物に使用するものとして始まったと思われ、木造で外壁にコンクリート版を使用することは、我々も想定していなかった。ですから、外壁 ALC 版木造建物を我々が明確にイ構造にしたという時期はない。
- ・ 外壁にコンクリート版を使用した木造建物も、外壁がコンクリートだからという理由でイ構造となっていたというのが経緯である。
- ・ これまでは壁別のデータを持っていなかったもので、これまでの検証や前回改定時には評価することができなかったが、平成 17 年から壁別のデータをとり始めたことから評価が可能になったため、今回の改定に至った。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ データがなかったのでチェックできなかったというが、ALC は 30 年以上前から木造で使っており、普及率は 7% 程度だがテレビ CM もやっていたので、認識していなかったというのは意外である。今の機構の説明からは、要はあまりチェックしていなかったのではないかと感じる。
- ・ イ構造とロ構造で保険料は 2 倍違う。怠慢でチェックしていなかったという話を聞いたら、契約者も怒るのではないかと。機構の説明では 2 倍の差をつけている理由がよくわからない。
- ・ 外壁にコンクリートを使用した木造が世の中に存在すると認識したのはいつか。

【扶桑法律事務所 川原弁護士】(旭化成建材株式会社側出席人)

- ・ ALC 版の木造建物がイ構造に区分されたときの考え方を、ぜひ明らかにしてほしい。

【長谷川保険課長】

- ・ イ構造に区分されていた経緯は先ほど説明があった。いつ認識したのかを議論していても、あまり生産性がないと思われる。要は、従来は外壁がコンクリートならば耐火性の有無に関らず、それだけで安い保険料になっていたが、今回、一旦は一般の木造と同様の高い保険料とし、省令準耐火等の基準を満たせば保険料が安くなる改定になっている。これはこれでひとつの合理的な考え方であるという印象を受けている。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 30 年前、全保険会社に対して、私どもの木造でこういうものを使います、厚みはこれですと、火災保険のどこに該当しますかと確認したところ、B 構造だということで、これで運営してきた。これを長年事実として、年間 3 万 5000 件、ストックで 80 万あり、これらへの影響が大きいことを認識頂きたい。

【長谷川保険課長】

- ・ 影響を緩和する措置は講じているのか。

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ (ニュースリリースのP2下から2行目) 既存契約は引上げ率を30%までとする激変緩和措置を設けており、いきなり保険料が2倍になるようなことはしていない。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 地震は最長5年で1年契約も多いが新築は緩和措置がない。そういう意味で影響が大きい。

【長谷川保険課長】

- ・ 新築で木造ALCを省令準耐火仕様とすることはできないのか。

【旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長】

- ・ 可能性としてはある。

〔論点3について料率機構、異議申出人、公述人から述べられた主な意見は、以下のとおり〕

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 枠組壁工法建物は木造建物の一工法ではあるものの、「枠組壁工法建物の耐火性能」および「被害実績から評価された耐震性能」の2点から耐火性能・耐震性能を有するものとして、I構造に組み入れている。
- ・ 枠組壁工法は、建物の安全性の基準として住宅金融支援機構の共通仕様書を原則使用しており、工法導入当初から、建設省の通達において、共通仕様書に定められたものは構造耐力上の有効性と安全性が確認されたものであるので参考にすること、共通仕様書によらない場合または定めていないものについては構造計算等により安全性を確認することとされている。
- ・ 資料20によれば、共通仕様書どおりに建てられた枠組壁工法建物は、省令準耐火以上の性能を持つものが約96%。それ以外の約4%の建物でも、枠組壁工法そのものにファイヤーストップ材を設け、天井・内壁に石膏ボードが張られる特長があることから、枠組壁工法は省令準耐火建物と同等の性能を有するとし、I構造とすることに問題はないと考える。
- ・ 兵庫県南部地震等の被害調査において、枠組壁工法建物の被害は少ない。
- ・ 地震保険の支払実績データ(資料2、3)においても、枠組壁工法建物は被害が少ない。
- ・ 以上のことから、枠組壁工法を独立した区分とする合理性があると考えます。

【長谷川保険課長】

- ・ 外壁 ALC 版木造建物は木造として口区分に引下げた上で、省令耐火、準耐火と認められたものはイ区分とするとしているのに対し、枠組壁工法建物は省令耐火、準耐火を問わず、イ区分としていることはなぜか。

【損害保険料率算出機構 市川総務企画部長】

- ・ 枠組壁工法建物の 96%は省令準耐火であるということ、実際の保険データの成績も良好であるため、イ区分としている。

【長谷川保険課長】

- ・ 住宅金融支援機構の支援を受けたい、保険料も安くしたいと考えるから省令準耐火割合が高くなっているとは考えられないのか。枠組壁工法建物であれば何でも安くなるとなったら、4%という割合は拡大していくのではないか。

【損害保険料率算出機構 関根常務理事】

- ・ 将来のことは分からないが、そうなるおそれもあるし、そうでない可能性もあるとしか言いようがない。

【社団法人日本ツーバイフォー建築協会 河合技術部会長】

- ・ 将来のことは確かに分からないが、省令準耐火以外とはいえ、石膏ボードの使用等により、耐火性は高い。

【長谷川保険課長】

- ・ 機構資料 20 によれば、H16 年度では 1,479 戸中 12%が省令準耐火以外となっており、その割合は徐々に増えている。全体では毎年何件くらい着工しているのか。また、そのうち、省令準耐火以外の建物の件数は何件ほどか、データはお持ちか。

【社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事】

- ・ 毎年 10 万戸程である。省令準耐火以外がどのくらいあるかといったデータはない。

【長谷川保険課長】

- ・ 同じくらいの割合（10%、1 万戸ほど）と考えればよいか。そもそも住宅金融支援機構の融資物件ではないから、省令準耐火以外の割合の方が増えているということはないのか。

【社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事】

- ・ 省令準耐火の割合が増えることはないと思う。共通仕様書どおりに建てない事情は少ない。最終的には、保険業界や機構がお持ちのデータが一番信頼すべきデータではないか。

【長谷川保険課長】

- ・ 積水ハウスの意見は。

【積水ハウス株式会社 辻本開発部課長】

- ・ 木造建物において、内壁に石膏ボードを使用するという傾向は今後も変わらないものと考えるが、顧客と話をする際に、「室内に木を見せたい。」という要望は非常に強い。
- ・ 現行では、室内で木が露出していると準耐火ではなくなり火災保険料が高くなるということから、一定の歯止めがかかっている。(今後、枠組壁工法が無条件で保険料が安くなるということになると、)準耐火建物以外の割合は伸びていくと推定される。

【社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事】

- ・ 今回の改定は保険料取り過ぎの解決を目的とした改定と理解している。I構造から枠組壁工法という表記を外してしまえば、省令準耐火相当かどうかの建物調査が必要になり、図面等をチェックする必要性が生じ、それが実務上困難である。

【長谷川保険課長】

- ・ 図面のチェックに手間がかかるというが、そもそも枠組壁工法としての標準仕様書のチェックは必要なのではないか。

【社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事】

- ・ 共通仕様書は、法律の条文のように書いてある建設省の告示等を分かりやすく記載したもので、枠組壁工法建物を建てる際の標準的なマニュアルになっている。

【積水ハウス株式会社開発部 辻本開発部課長】

- ・ 2000年に建築基準法が改正されるなど木造建物に対する基準は厳しくなっており、現行では軸組壁工法と枠組壁工法とでは耐震性能は変わらないということは理解していただきたい。

・ 主宰者による意見聴取の終了宣言

本日聴取した意見について、基準料率の届出内容の審査の参考とすること、府令第24条の規定に基づき速やかに調書を作成し閲覧に供することを確認し、意見聴取を終了。